

平成28年勝浦町マラソン議会（2月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成28年2月17日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 2月17日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 2月17日 午前11時02分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番 松下一一 9番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	松本重幸	福祉課長	大西博己
教育委員会事務局次長	後藤信之		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）について

日程第5 議案第2号 勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事変更請負契約の締結について

日程第6 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 勝浦町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第8 議案第5号 勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

日程第9 議案第6号 固定資産評価審査委員会条例の全部改正について

日程第10 町民の声に対する質問

日程第11 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） それでは、ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況ですが、1月22日、徳島市で開催された那賀町議会との意見交換会に全議員が出席しました。

1月23日、徳島市で開催された勝浦町建設業協会新年互礼会に私が出席しました。

1月26日から27日まで、高知県梶原町と越知町において、広報委員会所管事項調査を広報委員が実施しました。

1月27日、勝浦町で開催された独居老人激励会に私が出席しました。

1月28日、徳島市で開催された徳島県町村議会女性議員連盟総会に井出議員と美馬議員が出席しました。

1月30日、勝浦町で開催された勝浦町人権講演会に美馬議員と私が出席しました。

1月31日、勝浦町で開催された第30回勝浦郡スポーツ少年団連合会駅伝記念大会に私が出席しました。

2月3日、勝浦町で開催された平成27年度勝浦町老人クラブ連合会健康祭及び新年互礼会に私が出席しました。

2月5日、徳島市で開催された徳島県市町村トップセミナーに麻植副議長が出席しました。

2月5日、勝浦町で開催された勝浦みかん活性化シンポジウムに私が出席しました。

2月9日、石井町で開催された勝名地区町村議会議員研修会に全議員が出席しました。

次に、監査委員から平成27年12月分の例月出納検査と随時監査の結果について報告書が提出されておりますので、報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事ほか関係課長でございます。

なお、河野教育委員会事務局長が欠席をしておりますので、かわって後藤事務局次長が出席をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成28年勝浦町マラソン議会2月会議における会議録署名議員は，2番松下議員，9番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

2月4日に議会運営委員会を開きましたので，協議結果を報告いたします。

会議日程でありますので，本日1日を予定といたしますので，ご協力よろしくお願いたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第4，議案第1号，平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第9，議案第6号，固定資産評価審査委員会条例の全部改正についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は，会議規則第53条により，状況によっては私からも質疑したいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から開会の挨拶並びに議案第1号から議案第6号までについて一括して趣旨説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成28年勝浦町マラソン議会2月会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところをご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町行政の発展にご尽力を賜っておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、1月30日には、農村環境改善センターにおきまして町人権講演会を開催をいたしました。講演会では、精神科医であります立教大学の現代心理学部の教授でございます香山リカさんを講師としてお招きをいたしまして、「女も男も自分らしく生きるために」と題しましてご講演をいただきました。また、小松島西高等学校勝浦校の生徒の皆様方から人権標語の入ったポプリの配布がございまして、改めて人権について考える機会となりました。

2月4日、5日に開催をされました勝浦みかん品評会、勝浦みかん活性化シンポジウムでは、多数の町民の皆様方にご参加をいただき、品評会では今回86点の出展がありまして、審査の結果8点が入賞されました。また、シンポジウムでは、東果大阪株式会社古川副社長さんを講師としてお招きをし、「市場から見た勝浦貯蔵産地の将来展望」と題しまして基調講演をいただきました。また、「貯蔵みかん産地～次世代への継承」をテーマといたしまして、若手農業者など5名の生産者の方々がパネルディスカッションを行い、今後の農業振興に向けての課題や提言などのお話もお聞きすることができました。基幹産業でございます農業の振興を図るため、ミカンのブランド化を今後強力に進めてまいります。

2月11日には、町民体育館におきまして、「考えよう相手の気持ち、育てよう思いやりの心」をテーマに人権ふ・れ・あ・いカローリング大会を開催し、多数の皆様方にご参加をいただき、体を動かすことで健康増進を図るとともに、参加者がお互いにコミュニケーションを図りながら人権意識を高めるよい機会となりました。

また、2月13日には、住民福祉センターにおきまして第7回の環境町民の集いを開催をいたしました。環境町民の集いでは、長年にわたりまして環境保全などにご功績のありました方々に感謝状を贈呈、また、まねきNECOの会の代表の森本初代さんを講師としてお招きをいたしまして、「人と共に生きる地域社会～ゆたかな暮らしと地域づくり～」と題しましてご講演をいただきました。多くの町民の皆様方にご参加をいただき、環境について理解を深めることができました。

2月15日には、救急救命業務の覚書の締結式を行い、本町では常備消防化が長年にわたります課題となっておりますが、平成29年4月から救急車に救急救命士を同乗しての救急救命活動ができるよう、日本救急システム株式会社との間で覚書を締結をいたしました。町といたしましても、今後引き続きまして、常備消防本部設置に向けまして、議員の皆様方を初め多くの関係者の皆様方のご理解とご協力をいただきながら取り組んでまいる所存でございます。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきましてご説明をいたします。

まず、議案第1号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億1,528万5,000円とするものであります。

議案第2号は、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事変更請負契約の締結についてであります。

これは、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事の契約内容に変更が生じたため、工事請負人との変更契約を締結するに当たりまして、勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

次に、議案第3号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例ほか、関係条例についての条例の一部を改正する必要が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第4号は、勝浦町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

この条例につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、新たに条例の制定が必要になったため、制定するものであります。

続きまして、議案第5号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成27年の税制改正において地方税法の猶予制度の改正がされたことに伴い、勝浦町税賦課徴収条例及び勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第6号、固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例についてであります。

これは、行政不服審査法並びに施行令が改正されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

次に、詳細説明を関係課長に求めます。

議案第1号から議案第3号までについて、伊丹参事、説明をお願いします。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第1号から議案第3号までご説明をさせていただきます。

なお、議案第3号につきましては、国の法律改正によりまして町条例の改正がございます。この町条例につきましては、複数の条例、また複数の課にまたがりますので、私のほうから一括してご説明をしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてご

説明をいたします。

補正予算の金額につきましては、今町長が申しあげましたとおり歳入歳出それぞれ260万6,000円を追加いたします。総額を39億1,528万5,000円とするものでございます。今回の企画総務課の補正予算でございますけれども、徳島県の消防補助金を活用いたしまして、棚野地区に防災備蓄倉庫を設置する経費を計上するものでございます。

補正額につきましては、予算書の7ページをごらんください。

歳出でございますけれども、8款の消防費で18節備品購入費、備蓄倉庫ということで200万円を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございますが、14款県支出金、2項県補助金、7目消防費県補助金ということで、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業補助金、これ500万円を補助いただきまして、残り100万円につきましては18款繰越金から支出をしたいと思っております。

以上が第1号議案の説明でございます。

続きまして、議案第2号でございますけれども、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事変更請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事変更請負契約を締結いたします。

まず、1の契約の目的でございますが、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改造工事、太陽光発電導入工事といたします。

2の工事箇所につきましては、勝浦郡勝浦町大字久国。

3つ目の契約の方法ですけれども、変更請負契約。

4つ目の契約の金額ですけれども、追加額といたしまして2,644万3,800円。合計では3億3,748万3,800円となります。

5つ目の契約の相手方でございますが、徳島市富田橋7丁目17番地、株式会社島谷建設代表取締役島谷速敏でございます。

これで以上で第2号議案の説明といたします。

続きまして、議案第3号につきましてご説明をいたします。

議案第3号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいた

します。

このたびの条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、関係する町条例の一部を改正するものでございます。法律の改正の趣旨といたしましては、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しなど、地方教育行政の改革を行う改正となっております。

少し新教育長制度の概要についてご説明いたします。

教育委員長と教育長とを一本化した新たな新教育長を置くということになっております。それから、新教育長は町長が議会の同意を得て直接任命、罷免を行うこととなっております。新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなっております。新教育長の任期は3年ということになっております。委員さんは今までどおり4年でございます。

それから、教育委員会から新教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができること、また新教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告すること、それから総合教育会議の設置と大綱の策定が義務づけられており、町長は町長部局に総合教育会議を設けることとなっております。

それから、会議は町長が招集し、町長及び教育委員会により構成することとなります。

それから、国の地方公共団体への関与が強化されまして、児童・生徒等が生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合には、文部科学大臣が教育委員会に対して是正の指示ができることとなっております。さらに、総合教育会議及び教育委員会の会議議事録の公表に努めることなどとなっております。

今回の改正案は、新制度に伴い関係する複数の条例をまとめて提案をさせていただきます。改正案をご説明いたしますので、議案書をごらんください。

まず、第1条でございますけれども、特別職の職員であって常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

第1条において、特別職となった教育長を追加し、別表第1に教育長の給与月額55万円を追記するものでございます。

それから、第2条でございますが、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の廃止でございます。この条例は、教育長が特別職の条例で規定されることとなるために廃止をするものです。

それから、第3条ですが、勝浦町議会委員会条例の一部改正です。第17条で議会への出席説明者が規定されておりますが、教育委員会委員長の職がなくなりますので、教育長に改めるものでございます。

それから、第4条でございますが、勝浦町職員定数条例の一部改正です。第1条で一般職の範囲を規定しておりますが、教育長が一般職から特別職に変更になることから、教育長を削除するものでございます。

それから、第5条でございますが、特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。第2条におきまして、特別職の報酬について意見を求める審議会の設置を規定しておりますが、教育長が特別職となるため追記をするものです。

第6条は、地方自治法第203条の2の規定によるものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。別表におきまして各委員等の報酬の額が定められておりますけれども、教育委員会委員長の職がなくなりますので、その職の報酬額を削除するものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、旧法によります在職する教育長がいる場合は従前のおりとし、新制度への移行は新教育長が任命された日から施行するものとするものです。

以上で第3号議案のご説明といたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第1号の福祉課関係について。

大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 第1号議案の平成27年度勝浦町一般会計予算案のうち福祉課関連を説明します。

議案書7ページをお開きください。

事項別明細書、歳出、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目の児童福祉総務費でございますが、23節の5償還金でございますが、平成26年度の保育緊急確保事業費補助金が、実績精算によりまして60万6,000円の返還金となるために、同額を追加補

正します。内訳は、保育士の確保、離職防止のため、保育士等の賃上げを行っております補助事業であります保育士等处遇改善臨時特例事業費が56万5,000円、乳児家庭全戸訪問事業費が2,000円、養育支援訪問事業が2万4,000円、子育て短期支援事業費が1万5,000円の合計60万6,000円となります。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第4号について教育委員会後藤事務局次長から説明をお願いします。

○教育委員会事務局次長（後藤信之君） 議案第4号、勝浦町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、現在の教育長と教育委員長を統合して新たな教育長が設置されることに伴い、新教育長の職務に専念する義務の免除に関して必要な事項を定めるものでございます。新教育長については、議会同意を得ての選任に変更となることから、地方公務員法上の特別職となります。今までの教育長は、ポジションとしては一般職の職員として、場合によっては職務専念義務の免除規定がございましたが、このたび教育長が常勤の一般職から常勤の特別職となることによりまして、新たに教育長に関する職務専念義務の免除規定を設けることが必要となり、今回条例を上程するものでございます。

教育長の職務専念義務の免除については、条例第2条にあるとおり、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によることとし、従来どおりの取り扱いとしております。

続きまして、附則についてであります。議案第3号と同様に施行期日は公布の日からとしております。また、第2項では、公布の日以降、新法に基づいた教育長が任命された日から施行する経過措置を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第5号及び議案第6号について松本税務課長から説明をお願いします。

○税務課長（松本重幸君） 議案第5号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

町長の提案のときにもございましたけれども、平成27年度税制改正におきまして、地方税法の猶予制度について改正されました。要旨につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点、あるいは地方分権を推進する観点などを踏まえ、猶予に係る金額を、その猶予をする期間内において、地方公共団体の条例で定めるところにより分割して納付させるという仕組みになりましたので、勝浦町税賦課徴収条例を一部改正することとなりました。

この議案の改正条例の第1条でございますが、第8条から17条までを改正するという序文でございます。現行条例はこの8条から17条は削除されている状態でございますので、新旧対照表等の資料はつけてございませんのでご了承を願います。

それから、第8条でございます。第8条は、納税義務者または特別徴収義務者が、申請により地方税法第15条で規定されております要件、と申しますのは、震災、風水害、火災その他の災害を受けたり盗難に遭ったとき、あるいは事業を廃止または休止したとき、または事業につき著しい損失を受けたときなどに該当した場合、地方団体の徴収金を一時に納付することができないと認められたときに、最長2年以内に、その徴収の猶予を受けた場合に、その猶予に係る金額を猶予期間内で分割して納付させるという規定でございます。

8条2項につきましては、猶予に係る徴収金の分割納付につきまして、各納期限と分割金額を定める規定でございます。

3項は、前項の第2項の規定で定めた納期、金額でどうしても納付できないやむを得ない理由があると町長が認めたときは、納期限、金額を変更できるという規定でございます。

4項につきましては、定めた分割納付の各納期限、金額を当該納税義務者に通知する旨の規定でございます。

第5項は、第3項の規定で分割納付の納期限、金額を変更したときにも通知しなければいけない旨の規定でございます。

第9条は、徴収の猶予を受ける申請書に記載する内容及び添付書類について規定してございます。

第10条につきましては、地方税法第15条の5で規定されております職権により滞納者の滞納処分による財産の換価を猶予することを認めた場合、その猶予期間について

分割して徴収金を納付させる規定でございます。

2項につきましては、各納期、分割金額を定める規定でございます。

3項につきましては、猶予を行う場合に必要とする書類——例えば財産目録等でございます——を規定してございます。

第11条は、滞納者から申請による換価の猶予について、申請書の提出期限を納期限から6カ月までと規定してございます。

2項は、猶予期間に分割して徴収金を納付させる規定でございます。

3項につきましては、各納期、分割金額を定める規定でございます。

4項は、申請書の記載する事項を規定してございます。

5項は、この申請書とともに提出すべき添付書類について規定をしてございます。

6項につきましては、猶予期間の延長しなければならない場合の申請書の記載事項の規定、7項は申請書、添付書類の訂正を必要とする場合には、20日以内に訂正して提出することを規定してございます。

第12条は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、あるいは猶予期間が6カ月以内である場合は、担保を徴さなくてもよいという規定でございます。

なお、施行日につきましては平成28年4月1日でございます。

以上が猶予制度に係る改正でございます。

次に、改正条例の第2条についてでございますが、2条につきましてはさきの改正条例の内容を改正するもので、町民税と特別土地保有税の減免申請書につきまして個人番号を記載しない、前の改正では個人番号を記載することとなっておりましたが、今回の改正で個人番号を記載しないという改正でございます。こちらにつきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第5号の説明でございます。

続きまして、第6号のほうの説明をさせていただきます。

議案第6号は、固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する議案でございます。

行政不服審査法及び行政不服審査施行令が改正され、平成28年4月1日から施行されます。これに伴いまして、固定資産評価審査委員会条例を改正するものでございます。ただ、本町の固定資産評価審査委員会条例の条文体系と申しますか、1節から5節という節立てでございました。県とも相談しましたところ、この条例自体余り改正

がない条例でございますので、この際に標準的な章立て、節から章立てに改正しておくほうがよいのではないかということで、今回節を章に改めるため、全文改正となりました。条文内容につきましてはほぼ同じでございます。

今回、改正された主なものは、第6条に第2項として、町から審査委員会に提出する弁明書、弁明書といいますのは、評価の根拠でありますとか評価の手順、そういった書類でございます。これを文面で提出を今までされておったんですけれども、改正によりまして、電子計算機から電気通信回線で接続されている電子計算機に送信することで提出されたものとみなすことができるということが追加されました。要するに、電子データでの提出が可能となりました。

次に、改正の第10条でございます。申請人が審査資料等の複写が必要といった場合につきましては、手数料としてコピー代といたしまして1枚10円、カラーの場合は100円を納付していただいたら交付することができるとしております。

第11条に、今の手数料でございますが、経済的困難により納付する資力がないと認めるときは、減額あるいは免除できるという規定でございます。

以上が改正内容でございます。施行日につきましては、平成28年4月1日となっております。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（国清一治君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 小休か。

○議長（国清一治君） いや、小休ではありません。

○10番（大西一司君） 第一読会な。

○議長（国清一治君） 第一読会。

○10番（大西一司君） 倉庫やけんど、これは中に新たにいろいろ箱できるんやけん、考えてあげてでけんかな。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。もう座って。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） この附則ができたことによって新たに配布するということは考えてません。今まで備蓄してある部分とか、またこれから訓練等で配布しているものを順次そろえていきたいというふうに考えてます。今回は、とりあえずは倉庫のみの設置でございます。

○10番（大西一司君） 今までは、もうあと2カ所だったん、できてないところがね。ほんで、順次でけとつても、かなり大きい箱なんで必要なものは十分入るし、それから特に生比奈あたりしたら、今まで別に小さい倉庫を自前で構えとつて、できたおかげでそこへ移してきれいに整理してしとんやけんど、必要なものがだんだんと、はっきり言うたら何ぼでも入るというような状況とか、それとかアドバイスしてあげるとしたら、やっぱり古いやつを取りかえとかほんなんが必要だろうと思うけん、もうほんな指導というの必要でないんかいなと思うんじゃけんど、どんなですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、設置の状況ですけども、3カ所、棚野と黒岩と今山がまだ未設置でした。ほんで、今回棚野ができましたので、あと黒岩と今山が未設置という状況です。

それから、大きさですけども長さが4メートルのものです。具体的に言いますと、役場の倉庫よりも少し短目の倉庫を設置したいと思ってます。

○10番（大西一司君） ほんなもう中身は、そなに指導するところまではいってないんやね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 予備というか余裕があれば基本的な備蓄品を装備していただきたいと思ってますけれども、それは地区に。

○10番（大西一司君） 要望は多分あるんかいなと思うんやけんどな、もううちらやったらどんどん要望していきよるけん。ほんな要望はないんやね、特に。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今のところは聞いておりません。

○10番（大西一司君） うん。ほな倉庫ができるけんほんなん入れてというんはないんやね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。

○10番（大西一司君） ああ、ほうですか。

それと、2カ所残ったんは何か用地がでけんとかそんなことがあるんですか、でき

てないところは。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はっきりは聞いておりませんが、とりあえずは用地、設置場所がないと。ご存じのとおり、ちょっと急傾斜地もあって、土砂崩れの想定地域になっておりますので、そういうことからしてもちょっと置き場所がないというふうには聞いてます。

○10番（大西一司君） ほんな今のところ予定はないんやね。用地ができん限りはあとの……。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうですね。用地ができれば当然申請して、建てるのは可能だと思ってますけども。ちょっと今のところ、地元での用地の場所が今できてないというふうに聞いてます。

○10番（大西一司君） まあ、やっぱり不公平感がどうしても出てくるんで、残りのところ十分協議して、早くできるようにご指導お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 今山は、各地で備蓄倉庫を建てる前に公会堂の横に区で倉庫を建てたんです、自主防災用の倉庫をね。割とまだすき間があるんで、でもあそこはさっきおっしゃったように、崖崩れとか水害でいざ大模災害のときに十分活用しにくい、今山全体が場所がないということなんですね。でも、実際の自主防災のあれなんかは、今の倉庫で十分置けてるんです。この県の補助金を活用するのは、備蓄倉庫だけでなく、区に必要な備品なんかにも活用できるんですか、倉庫のみなんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 前にも県費を使って備蓄品を装備したことがございます。別の補助金を使えば、そういう備蓄品についても装備ができるという補助はございます。

○9番（井出美智子君） 用地ができればまた消防用の備蓄倉庫を別の場所に、もう少し災害が起きても安心な場所に建てるということは可能なわけですね。それを区で用地をつくらなければならないということですね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。できれば、安全な場所に用地を選定していただいて申請していただければ、補助金は出るかと思ってます。

○9番（井出美智子君） 公会堂がまだ辛うじて便利であれなんですけど、今山全体がそんなに安心・安全な場所がないから、また区で相談したいと思います。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 防災倉庫なんですけど、今回棚野地区高台に用地ができてお世話になるわけなんですけど、1点は倉庫の鍵なんですけど、多分皆さん自主防災組織か区の区長さんが持っているかなと思うんですけど、役場のほうにも1つは鍵を保管しておこうという対策はしてないんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 町が各地区の防災倉庫の鍵を持ってるかは、ちょっと把握してませんので確認してみますけども、基本的にはもう各地区にお願いをするということなんで、そういうことを聞いてませんので、恐らく鍵は地元のほうにお渡ししとんだらうと思ってます。ちょっと確認してみないとわかりませんが、今そういう認識でおります。

○3番（美馬友子君） もし何か大きな災害があったときに、2つあるとしてもやっぱり町が1つは持っているほうが安全ではないかなというところがあるかなと思うんですけどね。常に身につけようわけでもないのであれなんかもわかりませんが、対策としてはそこまでの対策が必要ではないかなとちょっと思ったんで。

それともう一つ、避難所になっている公共施設に備蓄倉庫はもうできてるんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 避難所に少なからず装備品を置いとると思います。新しく倉庫をつくった、ほとんどできてきよんですけど、そこに移してるところもありますし、一部今のような集会所でありますとか避難所に置いておるところもございます。それはもう地元でご相談いただいて、使い便利のいいように備えていただけたらと思ってます。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 棚野地区もお寺さんが避難所になってるんですが、今度も高台にしたのは両方で全然備蓄がなかったの、両方で使える、活躍できるんじゃないかなと考えるとんですが、学校とかはどんなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 学校にも、当然避難所になってますので一定量の備蓄品は置いております。今のご質問ですけれども、できたら分散して置かれたほうが、1カ所もし被災した場合に全部やられてしまうという可能性もありますので、できれば工夫ですけれども、何カ所に分けて置かれたほうが安全性は高いかなとは思ってます。

○3番（美馬友子君） 何カ所に分ける、集会場と今度備蓄倉庫に分けるということでいけるという。そうではない。公共施設の学校の。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 地区のそれぞれ装備品がございますので、それぞれ地区によっても立地条件とか災害の状況は地形によって変わってまいりますので、1カ所に集めるよりはその地区の中でいろいろ分散して保管されたほうが、どこか被災しても使えるところは別に残りますので、そのほうが有効なかと思えます。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。なければ、第2号議案に移りたいけど、よろしいか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第2号についての質疑のある方は発言をお願いいたします。ありませんか。

失礼しました。

6番 笹議員。

○6番（笹 公一君） 耐震と改修工事の追加ということで、納期は一応この契約書を見たら3月31日になっとんですが、現在の進みぐあいと大体終わる見通しはどのようになっていますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 最終段階に入っとんですが、今も主にやってるのが役場庁舎の1階部分、主には前の住民課のあたりです。今度、町長室、応接室のあたりですね。それと、裏の食堂、宿直室あたり、厨房のあたりを今やってお

ります。工期的には順調にいったると思っておりますので、これも前にも申し上げましたけども、年度内には完成の予定としております。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（籾 公一君） そしたら、完全に3月末までにでき上がるとしたら、いろいろちょっと各課の配置も変わってくるでしょう、今までと違って。それを住民に対して、新しくこのようになりますというような周知というのは考えとんですか。例えば、広報で平面図みたいなんをして、各課はここにありますがというようなことはどのように、何か考えていますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今の時点では決めとるといふか周知する予定はないんですけども、例えばあれ5月でしたか、人事異動もございますので、そのときに合わせて課の配置が変わりますので、あわせて平面図ぐらいの課の設置の位置等については載せて、住民に周知できたらいいかなと思っております。

○6番（籾 公一君） それひとつよろしくお願ひしますわ。

○議長（国清一治君） よろしいか。

ほかにありませんか。

1番仙才議員。そのまま。

○1番（仙才 守君） そのままでいいですか。

この工事の内容を見ますと、というてもこの紙だけで判断するんですけど、地震の補強工事と大規模改造工事と太陽光発電導入工事というふうになつとんですけど、地震の補強工事と太陽光発電では、工事の種類が大分違う。これを一括して1件にまとめている理由というのはあるんですか。もし、これを分割しておけば、例えば町内の業者が受注できるというチャンスもあるんじゃないかと思うんですけども、一括にした理由が何かありましたら。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 一括した理由ですけども、当然大規模改修になりますので、1業者をお願いすると。それから、補助金の関係もそういうことでございます。太陽光につきましては、町内にこの規模でできる業者がございませんので、そういう意味で大きな工事になりますので、それができる能力のある1業者にお

願いしたらという経過です。

○議長（国清一治君） 1 番。

○1 番（仙才 守君） 太陽光発電なんかだとやはり専門業者がいて、島谷建設という会社が一番適切な、一番有利な契約ができる相手かどうかということがわからんわけですね。私は切り出しといたほうが、ちょっと工種が大分違うんでね、工事の対象が、そういうふうにするんですけど。一番有利だというふうに判断したという、その工事の規模もわからんし、どのぐらいの太陽光発電かということもこの資料では判断つけようがないんでね。

ちょっと、実はケーブルテレビの更新工事のときにも、内容が我々わからんままに判断を求められたような感じがしまして、ケーブルテレビについては後でもう一回聞いてみようとは思ってますけれども、もうちょっと細かい資料というか、我々に判断をする、これで判断を求められて、2,600万円適正ですよというふうに判断をほらするのが難しいなど、議員をしてて思うわけですね。それはちょっと答えようがないでしょうから。

一括して契約した理由というのは何となくはわかりましたけれども、ちょっと判断するのが難しいなどということだけは言っておきます。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 工事の内訳につきましては、工事をするときに工事の内容について、どこまで詳しくだったかはちょっと別に置いて、工事の内容ちゅうんは説明させてもらいました。

それと、太陽光と一緒にしたというのは、今言いましたように1業者にするほうが経費的にも有利でありますし、それから工期の問題があつて、もし別々にすればなかなか2つの工事の調整がうまいこといかないということもございまして、いろんなところを判断してそういうふうにした経過はございます。ただ、前段言いましたように、1業者にできる、太陽光もできるし大規模改修もできるような業者をお願いしたほうがスムーズにいくという判断でございます。

○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） 参事に誰も言わなんたら言おうと思うたんやけど、やっぱりこれに計画、増し工は何ぼ、また新たに作る工事が何ぼという、特に内容については、太陽光やは別に金額を説明する必要があると思うとったけん、聞こうかいなと思

うとったんやけど、もうちょっと詳細に説明してくれたほうが我々にはわかりやすい。今、1番議員が言うたように、一括してこの金額2,600万円を承認頼みますというたって、やっぱりもっときっちり資料は、もしそれでなかったら説明してほしい。今わかるだろ、太陽光発電は何ぼというん。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと正確な数字は今申し上げられませんので、もしなんだったら資料のほうで提出させていただきたいと思ってます。大まかには前回の補正のときに、福祉センターとこちらの増減の分をちょっと若干お話しした内容です。

○10番（大西一司君） 一旦は大体聞いとると思うんやけど、ほいでも本会議やけんね。ほやけん、説明してくれなんたら、もう大事なことやけん。

基本的に、今もう一遍言うけど、追加工事とそれと予定してなかった工事があったわけでしょう、まあ言うたら。太陽光は別に後からやるということになったんかいな、どうやったんかい。最初から計画があったんかいな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 最初から一緒にやるということでご説明申し上げておりました。

○10番（大西一司君） うんうん。何かあったなあ、ちょっと。

全部、ほんなこれ増し工でこれだけ2,600万円出てきたわけ。計画があってそのとおりに進めとって、足らんでこんだけ2,600万円追加で出してきたというんじゃないんでしょ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） いや、ほんなけど福祉センターと役場で増減があって、その金額については前回の1月議会で補正させていただいたんです。今回、ほの補正の予算に基づいて当然変更が出てきますので、最終の工事の額が決定したということで、変更契約を巻かないけませんので。

○10番（大西一司君） ああ、もうほれだけでこんだけ出てきたわけ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうです。

○10番（大西一司君） ああ、ほうですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 契約書の変更を今回ご提示。

○10番（大西一司君） ほなもうちょっと説明してくれたらええのに。我々の認識では、これだけの金額まさか増しでこんだけ出てくるはずないかと、ほういう頭でお

ったもんじゃけん。

○町長（中田丑五郎君） 補正出して、質問うけて、審議してもろて、議決もろたからこの変更契約が出てきているので。

○10番（大西一司君） わかったわ、ごめんごめん。全然、ほんな1番も間違うとるわ、まあ言うたら質問も。だぶってしもうとる。こんだけえらい。締結金額の承認だけ、これはもう勘違い、ごめんなさい。却下します。却下というか。

○議長（国清一治君） 今回予算でありませんで、契約の問題。

○10番（大西一司君） 契約やけん。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、議案第3号についての質疑のある方は発言をお願いします。

6番 節議員。

○6番（節 公一君） 議案第3号についてちょっと質問しますが、附則のところ、一番最後に教育長が任命された日からということになってるでしょう。この予定というんは、いつになるか、わかっとなですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 一応、現職はことしの10月4日だったと思うんですけど、それまでは旧法に基づいて従前の取り扱いをいたします。任期が今10月4日までございますので、それ以降の新しい教育長については新しい法律で適用します。なお、それまでに万が一教育長が退任されるということがあるケースがございますので、その部分については公布の日からだということで、その時点で新教育長が任命されますので、その時点から適用していくということでございます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） これはあくまでも確認だったんですが、他の市町村ではその任期を待たずに区切りのところで、例えば4月1日からそれを適用するやいうところが、もう既に適用しとうところもありますわね。新教育長制度を。そういう考えが、今は任期までということ非常にわかりやすかったんですが、途中のほうの、例えば新年度からというような考えはあるんかないんかということをちょっと確認したかつ

たんですが、それはないということですね。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 任期が例えば4月を越えた時点である町村でも、4月1日からやっておるところもございます。その場合には、3月31日で旧法に基づかずに一旦委員長の職を解いて、新しい委員長を任命して、そいで新法を適用さすという処理をしておるところがそういうふうをやっておる団体だと思ってます。勝浦町の場合は現職がございますので、それは先ほど申しあげましたように、現職がおるうちは旧法でいって、それまでの間、それ以降新しい教育長が決まれば新法でやるという方針で、今回条例提出させていただきました。

○6番（節 公一君） わかりました。

○議長（国清一治君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、議案第4号について質疑ある議員は発言をお願いします。

ございませんか。よろしいか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第5号についての質疑のある方は発言をお願いします。

議案第5号、ございませんか。

ないようですので……。

○10番（大西一司君） なかったら、1つだけ。

○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） 窓際族が質問してして済まんのやけど、これ分割というん、ほらまあ救済ちゅうか、いいことだろうとは思うんやけど、困ってる人を救済するのは。逆に、悪用されへんかというような、ほの判断ができるんかどうかという面倒いところがあると思うんやけど、課長、どんな見解ですか。

○議長（国清一治君） 松本課長。

○税務課長（松本重幸君） 猶予の対象というんが地方税法のほうで規定されておりまして、財産が震災、風水害、火災、その他の災害を受けたり盗難に遭った場合、そ

れから特徴の事業者につきましては事業の廃止または休止したとき、それから事業について損失を受けたときなどということで、それらを証明する書類も一応は申請に添付していただくような状況になってますので、とはいっても全てがそうとは限らなくて、今議員ご指摘のとおりになかなか判断が難しいケースも多々出てこようかとは思っておりますけれども、可能な限りのこちらもそういう被害状況の調査をさせていただいて、このように猶予を認定したいなどは考えております。

○10番（大西一司君） 明確な判断というか材料がなかったら、もうそういう特別措置はできないというようなきちとした態度で、やっぱり公平性がどうしても我々気になるんで、いろいろごまかしをした者が得をするようなんでは困るんで、はっきり言うたら。そういうことをきちっとお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 第5号について他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第6号について質疑のある方は発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、お諮りします。

議案第1号から議案第6号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定をしました。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、総括質疑を行います。

議案第1号についての質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。議案第1号。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ないようですので、続いて議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いします。ございませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ないようですので、続いて議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。議案第3号。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第5号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第6号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第6号、固定資産評価審査委員会条例の全部改正についてまでは原案のとおり可決されました。

議事日程の都合により、休憩といたします。

このままいきましょうか。ご協力ありがとうございます。

~~~~~

○議長(国清一治君) 日程第10、町民の声に対する質問を議題とします。

提出議員の説明を求めます。

9番議員井出美智子君。

○9番(井出美智子君) 立って。

○議長(国清一治君) はい。

○9番(井出美智子君) 勝浦町の折り込みの中に、税金の資料が詳しく載せられております。あれはすごくわかりやすくて評判がいいんですが、減価償却費についての説明が落ちているという声が私のほうに届いております。農業の10万円以上のやつも経費に算入できるので、それも入れていただければより親切かなという声がございますので、どのようなことかお聞かせください。

○議長（国清一治君） 松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） 議員ご指摘のチラシ、きょう持ってますけどこのチラシでございますけれども、用紙は申告ができるだけスムーズに、また少しでも時間の短縮につながるように、1年間申告者の方がためてこられたいろいろな経費の領収書等の整理を事前をお願いしたいなというために配布させていただいております、申告の手引といったような意味合いではつくっておりませんでしたので、経費に該当する全てのものについて記載はされておられません。議員おっしゃいますように、特に減価償却につきましては、ご存じのとおり1年間の経費の算入額というのが計算をしなくては出ませんので、計算の仕方までも記載されると、それだけでも冊子になってしまうぐらいのボリュームがございますので、このチラシにつきましては減価償却費については触れてございませんでした。

ただ、申告中には十分に対応をさせていただいております。しかし、次回につきましては、議員ご指摘の視点も十分考慮いたしまして、改正したいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） よろしい。

9 番井出議員。

○9 番（井出美智子君） 十分対応していただけると確信が持てましたので、よろしくをお願いします。

○議長（国清一治君） 続いて、6 番笹公一君。

○6 番（笹 公一君） 阿南方面への通学手段はということで町民の声に対する質問をさせていただきますが、この課題は保護者の方からの要望も非常に強く、今までにも多くの議員が一般質問で取り上げてきました。最近の執行部の答弁によると、地方創生の事業の中で取り組むべく検討しており、保護者との懇話会で意見を聞いて、それらをもとに実施する方向で進めているというようなことでございましたが、このことについて私のほうにも、その後どうなっているのかという住民の方からの問い合わせがあります。実際、3月4日に、私も地元のほうで小学校、中学生の保護者の方と話し合いを持つ場を持っておりますので、それを踏まえて現状と今後の展開について説明をお願いしたいと思いますが、まず最初に教育委員会の事務局長のほうにお尋ねしますが、保護者との懇話会を実施するというようなことでしたが、その内容につい

て簡潔に要点を報告していただきたいんですが、ここに書いてありますように、実施回数、それに対してどのような保護者のほうが参加をされたのか、また執行部のほうとしてもどのような参加をしたのか、それとその中で要望としてどのような時間帯を希望しているのか、それとか日にどのぐらいの便数があったらええというような声があったのか、そしてまたそれを実施する場合に、利用をしたいというような希望者がどのぐらいあったのかについてお答え願います。

○議長（国清一治君） 後藤事務局次長。

○教育委員会事務局次長（後藤信之君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

阿南方面の高等学校へ通学する生徒の保護者から、経済的、労力的な負担軽減や安全性から、ぜひ阿南方面への通学手段を確保したいという強い要望がありまして、保護者会が結成されております。事業としては、この保護者会が自主運営しまして、町がこれにそのツールと補助金をもって支援することを考えています。

保護者との会合につきましては、昨年8月から5回実施しておりまして、保護者の参加人数は1回に四、五人程度となっております。保護者会からの要望としましては、朝1便、夕方2便の送迎車を走らせたいということで、朝は勝浦7時発、夕方は阿南発5時と8時の2便で計画は進んでおります。

最後に、現在阿南方面の3つの高等学校、富岡西高校、富岡東高校、阿南工業高校への在学生徒数は1、2年生10名でございます。うち現時点での送迎車の利用希望者数は7名でございます。

○6番（笹 公一君） 執行部のほうが何人出たかというのは。担当課は教育委員会だけが出たんか、企画総務のほうも出たんか、わかりましたら。

○教育委員会事務局次長（後藤信之君） 企画総務課と教育委員会で参加しております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 保護者との連絡会の状況はよくわかりました。その中での要望というのもわかったんですが、今事務局のほうから答弁があったんで、実施は保護者会のほうが運営するというようなことがちょっと今答弁の中にあっただと思うんですが、そのことについて今後の展開はというところでもう一回確認したいんですが、実施時期、4月新学期に合わせてになるのか、それとその運行の方法、タクシーみたい

な形で民間に委託するのか、それとか何か新しい車を保護者のほうですか、そこらあたりをもし具体的に来年度予算に関連してもう計画ができているのであれば、そのようなことを説明していただきたいのと、大体経費的にどのぐらいになって、保護者のほうの負担とか、そこらあたり細かいところまで、現在わかっている範囲で結構ですんで答弁願いたいと思います。

また、それで実施するのにどのような周知をしていくのか、関係者だけにするのか何か広報みたいなものでもするのか、学校のほうを通じてするのか、いろいろ方法があると思うんですが、その点についてお願いします。

○議長（国清一治君） 後藤次長。

○教育委員会事務局次長（後藤信之君） 今後の展開としまして、実施時期はことし4月からの運行に向け準備を進めていただいております。運行方法は、役場の所有財産であります10人乗りのハイエースで対応する予定にしております。運行に係る全体の必要経費としては、現時点では車両の運転手委託料、燃料費、車検代、保険代の諸経費などを想定しております。このうちの利用者負担としましては、勝浦－阿南間の距離と勝浦－小松島間の距離がほぼ似通っているということで、小松島市内の高等学校に進学されている生徒の保護者負担額とのバランスを考慮した結果、その保護者と同程度の負担額ということで、小松島方面への通学バスとしての割引適用後の定期券代程度を利用者負担とする方向であります。乗車する生徒は、行きの便だけ乗る場合とか帰りの便だけの場合、行き帰りの便の場合などさまざまですので、利用方法については汎用性を持たせたいと考えております。

本事業は、先ほど説明いたしましたとおり保護者会による自主運営でありまして、収入としては、今申し上げました利用者負担の上に不足となる経費を町の補助金で補う形です。使用車両の利用者定員数は運転手を除くと9人ですが、1便に最低5人は必ず乗車してもらうことを前提に計画を立てていただいております。このことによりまして、5人以上乗っていただければ町の補助金は少なくなる仕組みとしております。なお、周知方法としましては、保護者会から各保護者への周知を考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 年間の必要経費というんは概算では出とんですか、それともこれからですか、積算していくのは。

○議長（国清一治君） 後藤次長。

○教育委員会事務局次長（後藤信之君） 経費については、細かい取り決めについては、まだこれから保護者会との会合で決めていきたいと考えております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） わかりました。

また、いろんな詳細については、必要があれば一般質問のほうでさせていただきたいと思えますけれども、次、教育長にちょっとお尋ねしたいところがありまして、今現在答弁いただきました阿南方面の通学、保護者会のほうで運営したい、これに対してもちょっといろいろな問題点は多分また出てくるとは思うんね、保険の関係の問題とかいろんなものが出てくるとは思うんですが、とりあえずはそういう形でされる計画と思うんですが、以前はこの件について私質問したとき、教育長は教育長なりにいろんなことを考えとって、腹案もあるというようなこともちょっとおっしゃられたったんで、これ以外にも何か検討したようなことがあるのか、その辺あたり、このことについてやはり問題もあるとは思いますが、そこらあたりどのような認識をされているのかお答え願います。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 昨年の秋でしたか、私のほうから答弁させていただいたときに、腹案ということをしてたしか答弁させていただいたのが記憶の中に残っております。それにつきましては、当時2案が私の中にございまして、1案はこれも潰れたので申し上げていいかと思いますが、阿南市で市内を、勝浦に隣接する大野町、ここに徳島阿南バスが1日10便から十一、二便運行されてます。それと、勝浦を走っておるバスであるか、もしくは保護者がする自家用車であるか、うまくジョイントできないか、それから徳島阿南バスを延伸してもらえないかとかというふうなことを考えておったんですけれども、これにつきましては、勝浦町に徳バスを走ってもらうのに、それぞれの自治体負担というので勝浦町が応分の負担をしとるのと同じように、阿南市にも徳島阿南バスへの負担があるということで、そういった負担額との絡みとかいろんなものがありまして、不可能であろうというところで終わりました。

もう一案につきましては、これはまだ詳細はまことに申しわけないんですが申し上げられません。ざっくりと言いますと、学校の設置者との間で協議をやりたいというところで動いておるといふふうなところでご容赦をいただければというふうに思っております。

それから、課題というご質問がございました。まず、小松島、徳島方面へ現に通学しておる生徒の保護者に対する補助金がないにもかかわらず、今回阿南方面に向けての保護者について、それぞれの負担金を軽減するべく手当ををするということでのアンバランス、公平性、こういったところが担保できるのかということでございますが、先ほど事務局のほうからご説明をさせていただいたとおり、今回の事業というのは保護者会が中心になって行う事業で、その保護者の負担額は、小松島方面、通学距離の距離的な問題でよく似通っておる小松島方面に現に通学をさせておる保護者の方々の負担額と相当額の負担額を求めておるわけでございますので、距離的なところから捉まえますと、一方を優遇した補助ではないというふうに捉まえております。これを、さらに阿南方面についてもっと厚くということになってきますと、これは小松島方面であったり、さらには徳島方面であったりといったところとの保護者とのそれは不公平感が出てまいりますので、そうじゃなくて、今立ててもらっておる計画については応分の負担ということでございますので、公平性というのも担保できておるといふふうに捉まえております。

あとは、何度も申し上げますが、保護者会が主体となって運行してもらいます。立ち上げる当初のことですから、産みの苦しみもあるでしょうけれども、これから産めよ育てよの大きく育っていく、そのためには保護者会がいかに組織力を強くして発展させていって、この事業が保護者会が助かるような事業としていかに継続していってもらえるのかというところを、しっかりと見届けていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 私が次に質問しようと思うところまで全て答えてくれましたので、というのは徳島、小松島方面と阿南方面の高校通学に対する公平性、これ今での答弁が一番ネックだったんは、公平性が保たれるのかどうか、阿南の方面だけす

るというのはいかなるものか、これは今までの町長の答弁でもそのような答弁があったんで、そこらあたりをどう考えているのかというのを次に聞こうと思うんですが、もう先に答弁いただきました。

それと、やはり今までのことを聞いてって一番心配、私がきょうの答弁を聞いて懸念されるのは、やはり保護者会が運営の主体になるということですね。その保護者会がそれに担えるだけの組織体制ができるのかどうか。例えば、世話する人も3年で子供さんは大体卒業されますわね。子供さんがおらなくなったら、当然役員さんもかわると。それが引き継ぎがずっとできていくんかどうか、これからの話で教育長、これから育てていきたい、しっかりやっていきたいというようなことなんで、そこらあたり教育委員会もしっかりやってもらわないかと思えますし、これ町のほうとしても、そのことに対してはサポートしていただきたいなと思えますので、これからのことを推移を見ながら、後々の質問でも取り上げていきたいなと思えます。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（国清一治君） これに対する関連はございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） ちょっと時間が押してますんで、手短に1点だけ確認をしたいと思えます。

この事業を進めるに当たって、町としても路線維持のための補助金、負担金を支出している状況で、徳島方面へのバスを運行している徳島バスさんに対しての協議、今回町としてこういう事業を進めています、こういう進めることによって若干利用者が減るかもしれません等々協議を持たれたのかどうかの1点だけ、ちょっと確認をお願いします。

○議長（国清一治君） 後藤次長。

後藤次長、簡単に。時間が押してますので。

○教育委員会事務局次長（後藤信之君） 事業を始める前に徳島バスさんと協議をしまして、状況確認はしておりますのがそこまでです。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） これは要望というか、これからの取り組みになってくると思うんですけど、一応徳島バス自体が勝浦線を減便をしているが、年々ふえてきゆう状

況じゃないですか。利用者もふえてきている中で、子供の進学先の選択肢が広がるのはすごくいいことだと思いますけれども、反面やはり勝浦町民の足が確保できなくなるというのもこれは一つ問題であると思いますので、仮にこの負担金を、増額してくださいと今後徳島バスから言うてこられるかもわからんし、さらに小松島、徳島方面に通っている生徒さんの足が減るといふのもこれまた問題と思うんですよ。ここらあたりは事業を進める中で、やはり慎重に徳島バスさんにも常々協議を働きかけていって、双方うまいことバランスがとれるように、どちらかに生徒さんが偏っていったら、やはりほういう方向になると思うんですよ。やっぱり、学力が勝浦中学校のレベルが上がってきて、富岡西、富岡東高校、阿南工業方面に行く生徒さんがふえてきた場合にはまたあちらのほうに、今現時点でのハイエース1台体制以上、2台にせないかんかもわからんし、さらにバスを大きくせないかんかもわからんし、そういった状況になったことも想定してこれからの事業の計画を立ててほしいと思いますので、これは要望、課題として理事者の方には共有してほしいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に関連はございませんか。1名、あと1名。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） ハイエースの運行に支障は一般的にございませんかという質問をさせていただきます。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） とりあえず、バスの確保をせないけませんので、今回は役場のハイエースを利用したいと思ってます。今のところ、年間の日数を学校のほうに確認しましたら、大体194日が学校があるということで、それに充てたいと思ってます。ただ、恐らく平日については学校が当然ございますので、役場のほうで使えるのは土日あたりだと思ってますので、ほとんどが使えない状況になろうかと考えてます。

役場のほうにつきましては、そういうふうにバスを通学用に使いますので、ないような前提でほかの車で対応していきたいと考えております。これから通学用のバスについて、運行状況、運営状況、乗車状況を見て、もしふえるなり継続をずっとしていくような傾向でございましたら、改めて検討していきたいと考えてます。とりあえ

ず、この制度が定着するかしないかというところもございますので、それを見ながら判断したいと思っております。

○10番（大西一司君） 支障がないようにね。せっかくハイエースも買うとるけん。

○議長（国清一治君） 以上で……。

○4番（麻植秀樹君） 待って。

○議長（国清一治君） いや、2名までです。

以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもって2月会議の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時02分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員